

# 2022年度 駿河台大学給付奨学金（修学支援奨学金） 募集要項

## 1. 奨学金概要

修学意欲が高く、経済的理由により修学が困難となっている学生に対し奨学金を給付する。

募集人数：50名（予定）

給付金額：20万円

※給付時点で2022年度の授業料を納付（全納または分納）されていない場合は、未納付の授業料より給付額を減免した振込用紙を作成し、減免後の授業料残額を納付していただくこととなります

## 2. 出願資格（申請要件）

修学意欲が高く、経済的理由により修学が困難となっている学生

全正規学生を対象とする。ただし、以下の者は除く。

①今年度に本学において年額20万円以上の給付奨学金（授業料免除・減免を含む）を受けている者  
または受ける予定の者

※「国の高等教育修学支援新制度（家計急変を含む）」の対象者で授業料減免額が20万円以上の者も含む。

※「入学料免除」及び「災害被災者に対する援助」は給付額には含まない。

②留学生（在留資格が、法定特別永住者・永住者・日本人の配偶者等・永住者の配偶者等・定住者以外）

③過年度生（留年生）

④2～4年次生で修得した単位数が標準単位数を満たしていない者

※標準修得単位数=卒業要件単位数÷4年×前年度の学年（1年次生及び大学院生は、修得単位数の条件なし）

## 3. 募集日程

① 出願書類配布：2022年6月1日（水）～ ※ポータルサイト（ポタロウ）でのダウンロード

② 出願期間：2022年6月1日（水）～6月30日（木） ※学生支援課窓口または郵送（当日消印有効）

③ 採用者発表：2022年7月下旬 ※ポータルサイトにて発表

④ 給付時期：2022年9月下旬

## 4. 出願書類及び出願書類提出先

### (1) 出願書類

ポータルサイト（ポタロウ）よりダウンロードし、注意事項については、別紙「出願書類」を参照

※書類は全て学生本人が黒のボールペン（消えるボールペン不可）で記入

### (2) 出願書類提出

【持参】学生支援課（第二講義棟1階）

※新型コロナウイルス感染の状況により、窓口提出の中止や来校予約制となる場合があります

【郵送】〒357-8555 埼玉県飯能市阿須 698

駿河台大学 学生支援課 修学支援奨学生担当 行

※郵送する場合は、必ず記録の残る方法（レターパックや簡易書留等）にて送付すること

※郵便事情は一切考慮しないため、日程に余裕をもって手続きを行うこと

## 5. 選考方法

書類審査（出願資格を満たしている対象者について、提出された書類に基づき、経済状況（生計維持者の所得合計金額など）や成績、出席状況などにより総合的に判断する。

なお、書類不備（必要とする証明書等が添付されていない等）や記入漏れがあった場合は、選考対象から除外するので十分注意すること。

また、募集枠に限りがあるため出願資格（申請要件）を満たしていても採用とならない場合があります。

※所属ゼミの担当教員（FA）に成績及び出席状況を含む学業態度等を照会することがあります。

以上

# 出 願 書 類

以下の書類を 1→2→3 の順番に重ね、左上をホチキス止めて学生支援課へ提出すること。

## 1 駿河台大学給付奨学生願書（ボールペンで記入）

## 2 特に力を入れている学習内容を1600字程度でワープロにて作成した書類

- ・書式はA4版縦、横書き、40字×40行。（ヘッダーに表題、学部学科、学籍番号、氏名を記入）
- ・本学入学後に、受験経験のある検定や取得した資格等がある場合には、その内容を具体的に詳しく記載し、併せて、記載内容を証明する書類も提出してください。（例：受験票や合格证、認定書などのコピー）

## 3 生計維持者（父母等）の所得（収入）に関する証明書

### a. 市区町村役場で発行された「所得（課税）証明書」

（自治体によっては「所得証明書」、「市民税・県民税課税証明書」、「非課税証明書」等）

※2022年度（令和3年分）の証明書（2021年1月～12月の所得・収入金額が記載されているもの）

※「源泉徴収票」や「納税証明書」、「住民税納付書」等は不可。

#### 【注意事項】

- ・「所得証明書」が必要となる生計維持者

父母がいる場合	父と母両方の所得証明書【各1通・合計2通】
父子または母子世帯の場合	父または母（本人と生計をともにしている人）の所得証明書【1通のみ】
父母が両方ともいない場合	父母に代わって家計を支えている人の所得証明書【家計を支えている人数分】

- ・父母が専業主婦（夫）等で収入が無い場合も、所得金額0円と記載のある所得証明書を提出すること。

### b. （該当者のみ）「生活保護受給証明書」

生活保護受給世帯の場合、所得証明書の他、受給金額が記載されている「生活保護受給証明書」の提出も必要。

### c. （該当者のみ）前年度の収入と大きく異なることがわかる証明書

生計維持者の今年度の収入が災害や転職等（新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変を含む）で前年度の収入と大きく異なる場合は、所得証明書の他、以下の書類も加えて提出すること。

#### ① 転職及び収入の激減の場合

- ・年収（月収）見込み証明書（現在の勤務先で入手）
- ※書式が必要な場合には学生支援課にご相談ください。

#### ② 失業中の場合

- ・雇用保険受給資格者証のコピー

#### ③ 新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変の場合

- ・国や地方公共団体が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による収入減少があった者を支援対象として実施する公的支援の受給証明書
- ・aの「所得（課税）証明書」とは別に、2021年度（令和2年分）の「所得（課税）証明書」も提出

例	制度名	主な実施機関
1	新型コロナウイルス感染症特別貸付 小規模事業者経営改善資金（新型コロナウイルス対策マル経融資）	日本政策金融公庫
2	生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付、生活衛生改善貸付（新型コロナウイルス対策衛経）、新型コロナウイルス感染症に係る衛生環境激変対策特別貸付	日本政策金融公庫
3	危機対応融資	商工組合中央金庫 日本政策投資銀行
4	セーフティネット保証4号、セーフティネット保証5号、危機関連保証	信用保証協会
5	小規模企業共済の特例緊急経営安定貸付	（独）中小企業基盤整備機構
6	小学校休業等対応支援金（委託を受ける個人向け）	都道府県労働局
7	緊急小口資金、 総合支援資金（生活費）	社会福祉協議会
8	厚生年金保険料・労働保険料の納付猶予	厚生労働省 日本年金機構
9	国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料等の徴収猶予	地方公共団体
10	国税・地方税の納付猶予	国税庁 地方公共団体
11	持続化給付金、家賃支援給付金、月次支援金	経済産業省 中小企業庁

以 上